

児童養護施設本体	1人当たり	2,760	2,630	2,490	2,360
初度設備相当加算	1人当たり		49		
小規模2'&-2'ヶZ整備加算	1グループ Z当たり	4,250	4,050	3,850	3,640
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	1,020	970	920	870
初度設備相当加算	1人当たり		43		
病児・病後児保育事業のための保育室 等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
乳児を受け入れるためのほふく室又は養 育室等を整備する場合	1人当たり	190	180	170	160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,250	3,100	2,940	2,790
初度設備相当加算	1人当たり		49		
小規模2'&-2'ヶZ整備加算	1グループ Z当たり	3,920	3,740	3,550	3,360
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,250	21,190	20,130	19,070
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
通所部門整備加算	1人当たり	1,370	1,310	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,860	3,680	3,490	3,310
初度設備相当加算	1人当たり		49		
小規模2'&-2'ヶZ整備加算	1グループ Z当たり	4,530	4,320	4,100	3,880
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
通所部門整備加算	1人当たり	1,370	1,310	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,810	8,390	7,970	7,550

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

児童養護施設本体	1人当たり	2,720	2,590	2,460	2,330
初度設備相当加算	1人当たり		49		
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	1,010	960	910	860
初度設備相当加算	1人当たり		43		
病児・病後児保育事業のための保育室 等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
乳児を受け入れるためのほふく室又は養 育室等を整備する場合	1人当たり	190	180	170	160
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,200	3,050	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり		49		
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,860	20,820	19,780	18,740
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,800	3,620	3,440	3,260
初度設備相当加算	1人当たり		49		
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり		41		
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,670	8,250	7,840	7,430

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から継続を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,200	2,100	1,990	1,890
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		59		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		30		
小規模2ルーフを2整備加算	1グリーンケア当たり	2,130	2,030	1,930	1,830
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,570	16,720	15,890	15,060
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり		53		
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	780	740	700	670
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400	3,240	3,080	2,910
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,940	3,750	3,570	3,380
初度設備相当加算	1人当たり		59		
小規模2ルーフを2整備加算	1グリーンケア当たり	4,760	4,530	4,300	4,080
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,970	25,690	24,400	23,120
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400	3,240	3,080	2,910
通所部門整備加算	1人当たり	1,660	1,580	1,500	1,420
初度設備相当加算	1人当たり		50		

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170	2,060	1,960	1,860
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり		59		
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり		30		
小規模2ルーフを2整備加算	1グリーンケア当たり	2,100	2,000	1,900	1,800
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,260	16,440	15,620	14,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり		53		
年齢延長を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770	730	690	660
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
初度設備相当加算	1人当たり		59		
小規模2ルーフを2整備加算	1グリーンケア当たり	4,760	4,530	4,300	4,080
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,500	25,240	23,970	22,710
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
通所部門整備加算	1人当たり	1,640	1,560	1,480	1,400
初度設備相当加算	1人当たり		50		

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位 標	率	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	84	-	-	-
助産施設	1人当たり	136	207	150	-
乳児院	1人当たり	80	107	82	107
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	431	315	-
児童養護施設	1人当たり	123	-	134	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	141	-	156	189
児童自立支援施設	1人当たり	176	-	193	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	407	-	447	-
職員養成施設	1人当たり	75	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	306	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	213	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	80	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	166	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位 標	率	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	83	-	-	-
助産施設	1人当たり	134	204	148	-
乳児院	1人当たり	79	106	86	108
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	424	310	-
児童養護施設	1人当たり	121	-	132	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	139	-	154	186
児童自立支援施設	1人当たり	173	-	180	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	400	-	440	-
職員養成施設	1人当たり	74	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	301	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	269	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	79	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	164	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	151	-	-	-
助産施設	1人当たり	252	380	278	-
乳児院	1人当たり	141	189	156	189
母子生活支援施設	1世帯当たり	519	778	589	-
児童養護施設	1人当たり	218	-	240	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	282	-	289	350
児童自立支援施設	1人当たり	309	-	342	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	723	-	797	-
職員養成施設	1人当たり	136	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,270	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,128	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	519	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	149	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	300	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	149	-	-	-
助産施設	1人当たり	248	374	274	-
乳児院	1人当たり	139	186	154	186
母子生活支援施設	1世帯当たり	510	765	559	-
児童養護施設	1人当たり	215	-	236	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	258	-	284	344
児童自立支援施設	1人当たり	304	-	336	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	711	-	783	-
職員養成施設	1人当たり	134	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,248	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,109	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	510	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	147	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	295	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	26,000	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28,610	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34,680

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	10,080	13,440
初度設備相当加算	549	1,433

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,440
初度設備相当加算	2,390

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	25,550	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28,110	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34,070

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	9,910	13,210
初度設備相当加算	540	1,408

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,210
初度設備相当加算	2,348

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
標準	6.470	-	-	-
乳児院	-	9.060	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	10.190	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	-	-	7.110	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8.620

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
標準	6.360	-	-	-
乳児院	-	8.900	-	-
助産施設、母子生活支援施設、保育所	-	10.010	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	-	-	6.990	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8.470

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表3

算定基準
(その他施設)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表3

算定基準
(その他施設)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区 分	2 基 準	3 対 象 経 費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>13, 440</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 390</u> 点を加えたものとする。) とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区 分	2 基 準	3 対 象 経 費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>13, 210</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2, 348</u> 点を加えたものとする。) とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 平成 20 年度から繰越を行った事業については、平成 20 年度に設定された算定基準を適用する。

別紙 1
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申
請する。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 申請額 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-4） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」
の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1
様式 1-1

第 年 月 日 号

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付
申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申
請する。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 申請額 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 2 整備計画概要 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-2） |
| 3 申請額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙1 様式1-5） |

（添付書類）

- ・ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書
（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」
の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 _____

1. ~3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(削除)

(削除)

5. (略)

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 _____

1. ~3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(3) 保育所の状況について (施設ごとに記載すること)

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況 (地域ネットワークの状況等) や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性 (整備が実施された場合の状況、待機児童が存在する場合にはその解消計画、改善点等) を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数 (過去3年分) やその他事業の実施状況を必ず添付すること。

また、様式1-4についても作成されたい。

(4) 子育て支援のための拠点施設の状況について (施設ごとに記載すること)

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況 (地域ネットワークの状況等) や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性 (整備が実施された場合の状況、改善点等) を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数 (過去3年分) や子育て支援サービス等の実施状況を必ず添付すること。

5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※ 1 つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1 つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. ～ 5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※ 1 つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1 つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。ただし、同一の保育所において大規模修繕を他の整備区分と併せて協議する場合は、別に記入すること。

2. ～ 5. (略)

別紙1
様式 1-3 (略)

(削除)

様式 1-4
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙1
様式 1-3 (略)

様式 1-4

1. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
現 員					
定 員					
待機児童数					

※ 過去5か年度分(5年度前の年度～前年度)の各年度10月1日現在数を記入すること。

2. 待機児童数・定員の弾力化・これまでの市町村の施設整備への取り組み状況と今回の施設整備との関係など、特記すべき事項がある場合は記載すること。

3. 当該施設の整備実績

整備年月日	整備区分	整 備 内 容
	創設	

※ 今回の整備対象施設が、「改築」「増改築」「大規模修繕」の場合にのみ記入すること。

様式 1-5
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙 2
様式 1-4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要
(1) ~ (3) (略)
(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 (略)

別紙 2 様式 1-5 ~ 別紙 7 (略)

別紙 2
様式 1-4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要
(1) ~ (3) (略)
(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 (略)

別紙 2 様式 1-5 ~ 別紙 7 (略)